

第 3 号様式

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：株式会社佐藤工務店

業者の住所：愛知県弥富市鯛浦町西前新田 2 1 番地

2 指名停止措置期間：令和 8 年 6 月 1 2 日から令和 8 年 9 月 1 1 日まで（3 か月）

3 指名停止措置の範囲：全国の都道府県

4 事実概要

愛知県弥富市が発注した工事において、同市元建設部長が業者に入札情報を漏らしたとして官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の罪で令和 8 年 3 月 4 日起訴されたところ、同日、上記会社の代表取締役も公契約関係競売等妨害罪で略式起訴されたものである。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表 2 の 8

< 指名停止措置基準 >

措 置 要 件	期 間
別表第 2	
1 ～ 7 略	
(競売入札妨害又は談合)	
8 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕さ、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 1 0 号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴提起を知った日から全ブロックを対象として 3 か月以上 1 2 か月以内
9 ～ 14 略	